

議案第四十八号

災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する  
条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年九月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する  
条例等の一部を改正する条例

第一条 災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例  
(昭和四十一年杉並区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条」を「第四十五条」に改める。

第二条中「第十七条」を「第二十四条」に改める。

第七条第一項中「水防従事者等に」を「水防従事者又は応急措置従事者に」に、「当  
該水防従事者等」を「当該水防従事者又は応急措置従事者」に改める。

第二条 杉並区高齢者住宅条例(平成九年杉並区条例第二十六号)の一部を次のように改  
正する。

第五条第四項第五号中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第  
五項」に改め、「住宅街区整備事業」の下に「、密集市街地における防災街区の整備の

促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）に基づく防災街区整備事業」を加える。  
第三条 杉並区営住宅条例（平成九年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第五号中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、「住宅街区整備事業」の下に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集整備法」という。）に基づく防災街区整備事業」を加え、同条第五項中「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集整備法」という。）」を「密集整備法」に改める。

第十三条の二中「第三条」を「第五条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定（杉並区高齢者住宅条例第五条第四項第五号の改正規定中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改める部分に限る。）及び第三条の規定（杉並区営住宅条例第五条第四項第五号の改正規定中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改める部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

#### （提案理由）

水防法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例  
等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償

に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（目的）

第一条 この条例は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めることを目的とする。  
（損害補償を受ける権利）

（目的）

第一条 この条例は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第三十四条の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めることを目的とする。  
（損害補償を受ける権利）

第二条 水防法第二十四条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）又は災害対策基本法第六十五条第一項（同条第三項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第六十五条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が、水防若しくは応急措置の業務（以下「水防等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防等に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、区長は、損害補償を受けるべき者に

第二条 水防法第十七条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）又は災害対策基本法第六十五条第一項（同条第三項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第六十五条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が、水防若しくは応急措置の業務（以下「水防等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防等に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、区長は、損害補償を受けるべき者に

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(使用者の公募等)<br/>                 第五条 略<br/>                 2 及び 3 略</p> | <p>新 条 例</p> <p>第二条による改正(杉並区高齢者住宅条例の一部改正)</p> <p>2 略</p> | <p>対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(損害補償費の返還要求)</p> <p>第七条 区は、水防従事者又は応急措置従事者に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があつたことが判明したときは、当該水防従事者又は応急措置従事者に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。</p>                             |
| <p>(使用者の公募等)<br/>                 第五条 略<br/>                 2 及び 3 略</p> | <p>旧 条 例</p> <p>第七条 区は、水防従事者等に</p> <p>2 略</p>            | <p>対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(損害補償費の返還要求)</p> <p>第七条 区は、水防従事者等に<br/>                 対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があつたことが判明したときは、当該水防従事者等<br/>                 に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。</p> |



六〇八略

第三条による改正（杉並区営住宅条例の一部改正）

新 条 例

（使用者の公募等）

第五条 略

2 及び 3 略

4 区長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に係る者に対しては、第一項の規定にかかわらず、公募を行わないで区営住宅の使用を許可することができる。

一〇四 略

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供

六〇八略

旧 条 例

（使用者の公募等）

第五条 略

2 及び 3 略

4 区長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に係る者に対しては、第一項の規定にかかわらず、公募を行わないで区営住宅の使用を許可することができる。

一〇四 略

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第三項若しくは第四項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供

給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集整備法」という。）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

六〇八 略

5 区長は、密集整備法

第十九条の規定により区営住宅への入居を希望する旨を区長に申し出た者に対しては、第一項の規定にかかわらず、公募を行わないでその使用を許可するものとする。  
第十三条の二 区長は、第五条第五項の規定により区営住宅の使用を許可した者に対し

給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業

又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

六〇八 略

5 区長は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集整備法」という。）

第十九条の規定により区営住宅への入居を希望する旨を区長に申し出た者に対しては、第一項の規定にかかわらず、公募を行わないでその使用を許可するものとする。  
第十三条の二 区長は、第五条第五項の規定により区営住宅の使用を許可した者に対し

て、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅（密集整備法第十五条第一項で定めるものをいう。）の家賃を当該区営住宅の使用料が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、第十条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条第一項の規定にかかわらず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第五条で定めるところにより、当該区営住宅の使用料を減額するものとする。

て、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅（密集整備法第十五条第一項で定めるものをいう。）の家賃を当該区営住宅の使用料が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、第十条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条第一項の規定にかかわらず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第三条で定めるところにより、当該区営住宅の使用料を減額するものとする。